

第 43 回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会会議事概要

開催日	平成 31 年 2 月 22 日（金）	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所 5 階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 鈴木 幸弘（独立行政法人国民生活センター監事） 委員 有川 博（日本大学総合科学研究所教授） 委員 山内 容（弁護士） 委員 竹内 啓博（公認会計士・税理士） 委員 岩田 三代（独立行政法人国民生活センター監事）	
抽出案件	3 件	（備考） ・事務局から、今回の審議対象の契約件数等について報告した。 ・岩田委員から、第 3 四半期の契約の状況を踏まえ、落札率 90% 超の契約、一者応札・一者応募かつ落札率 90%超の契約、競争性のない随意契約について審議対象とした旨報告した。
（内訳）		
一般競争入札	2 件	
公募	件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	平成 30 年度第 3 四半期に契約締結した抽出案件および検証結果の審議内容は、別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】錠剤・カプセル状の健康食品の調達業務一式</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本業務を調達した理由如何。</li><li>・落札者はどのような業務を行っているのか。</li><li>・自ら検査業務をするために所有していた健康食品を納品するという事もあるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常よりも入手する検体の銘柄数が多く、それらを短期間で揃える必要があるため、当センターで行なうよりも効率的な調達を図った。</li><li>・食品等の検査業務なども実施している。</li><li>・仕様書で、納品時に当該商品の購入先や入手日等を報告するように求めており、在庫品を流用するという事はない。</li></ul>
<p>【事案2】相模原事務所で使用するガスの供給</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一者応札になった理由如何。</li><li>・最低取引量を定めなかった理由如何。</li><li>・最低取引量の定めの有無により、結果的にどのような金額差が生じるのか、検討のうえ調達する必要があるのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・応札辞退者に確認したところ、最低取引量が定められていないなど、自社の提供条件と仕様書等が合致しなかったためとのことである。</li><li>・使用量は、相模原事務所の宿泊施設の稼働状況や天候に大きく左右されるため。過去の使用実績に基づく予測が困難である。</li><li>・今回、最低取引量を定めることを求めてきた業者の提示価格は不明であり検証は困難ではあるが、低廉な価格で調達できるよう引き続き検討したい。</li></ul>
<p>【事案3】PIO-NET2015 端末の再配備作業一式</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・競争性のない随意契約とした理由如何。</li><li>・PIO-NET に関連する業務の契約事業者の状況如何。特定の一社が長期間契約しているのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・配備する端末は、当該事業者からの賃貸借物品であり、当該業者が保守も実施している。また、PIO-NET を利用するための設定も要することから、当該事業者以外では実施できないため。</li><li>・1984 年開始以来、数年に一度システムを刷新しており、その都度契約事業者は変遷している。また、システム刷新の際、PIO-NET に関わる複数の調達を実施しているため、PIO-NET に関連する事業者は複数存在している。</li></ul>